

証券投資信託の重大な約款変更に関する書面決議のお知らせ

当社では、下記の追加型証券投資信託および親投資信託につきまして、重大な約款変更を実施することに関して、2025年1月30日に書面決議を行います。

1. 対象となる証券投資信託の名称

iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)

(以下「当ETF」といいます。)

NASDAQ100指数 (為替ヘッジなし) マザーファンド

(以下「当マザーファンド」といいます。)

2. 重大な約款変更の内容

追加設定時および一部解約時の受益権の価額を以下のとおり変更します。(下線部を変更)

※ 当ETFの2025年3月6日の申込受付分(2025年3月7日の基準価額適用)から適用します。

●iFreeETF NASDAQ100 (為替ヘッジなし)

<追加設定時>

変更前：追加設定受付日の翌営業日の基準価額

変更後：追加設定受付日の翌営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、100.05%とします。(今後変更される場合があります。)

<一部解約時>

変更前：一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額

変更後：一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、0.05%とします。(今後変更される場合があります。)

●NASDAQ100指数 (為替ヘッジなし) マザーファンド

<追加設定時>

変更前：追加設定を行う日の前営業日の基準価額

変更後：追加設定を行う日の前営業日の基準価額に100%以上100.05%以下の率を乗じて得た価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、100.05%とします。(今後変更される場合があります。)

<一部解約時>

変更前：一部解約を行う日の前営業日の基準価額

変更後：一部解約を行う日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%以内の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額

※ 約款変更実施日以降の当該率は、0.05%とします。(今後変更される場合があります。)

3. 重大な約款変更の理由

追加設定や一部解約に伴う組入資産の売買にかかる費用を、当該追加設定や一部解約を行う投資家に負担していただくことで、信託財産の毀損を防ぐため。

4. 書面決議の手続き

この約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律上、重大な約款変更事項に該当するため、同法の規定に従い、書面決議を実施いたします。

基準日（2024年11月27日）現在の当ETFの受益者の方は、この約款変更にかかる議案（以下「本議案」といいます。）について議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書を送付いたしますので、議決権を行使される方は、2025年1月20日までに（必着）、議決権行使書に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款第56条第3項の規定により、当該受益者の方は本議案について賛成するものとみなされます。

本議案にかかる書面決議において、賛成された方の保有する受益権の合計口数が基準日現在の受益権総口数の3分の2以上となった場合に本議案は可決され、当ETFは2025年3月6日付、当マザーファンドは2025年3月10日付で約款変更を実施いたします。

以上

2024年11月12日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和アセットマネジメント株式会社